

くらしを守る

国民健康保険

◆国民健康保険税編◆



ご注意
ください!

世帯主が令和9年9月30日までに 75歳の誕生日を迎える世帯の方へ

75歳になると国保から後期高齢者医療制度へ自動的に移行します。後期高齢者医療制度へ移行すると国保税の年金天引きができなくなり、年度途中で年金天引きが中止することから、納税額に過不足が生じる場合があります。

このような現象を防ぐ目的から、世帯主の方が令和9年9月30日までに75歳になる場合、令和8年度の**国保税は、年金天引き(特別徴収)されません。**

これまで年金天引きにより納付されていた方についても次のいずれかの方法により納付いただく必要がありますのでご注意ください。

- 国保税の振替口座の登録がある方
(納付書が同封されていない方)
各納期限日に登録口座から国保税額が引き落とされます。
- 国保税の振替口座の登録がない方
(納付書が同封されている方)
同封の納付書により、納期限までに納付をお願いします。

令和8年度 三 条 市

もくじ

医療費と国保税	1
国保税は世帯主が納めます	1
国保税の決め方	2
国保税の納め方は年齢によって異なります	4
国保税の計算方法	6
国保税の軽減制度	7
国保税はいつから納めるの	10
年金天引き（特別徴収）について	11
納税通知書のお届けと納付の時期	12
国保税は納期限までに納めましょう	13
国保税の納付や医療費の支払いが困難な場合	13
国保の加入や脱退の届出はお早めに	13
国保税の納付は口座振替が便利です	14
令和8年度の納期限（口座振替日）	15
介護保険制度について	16
後期高齢者医療制度について	16

医療費と国保税

【国保税は国保の大切な財源です】

お納めいただく国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをした場合の医療費や各種給付に必要な大切な財源です。

いざというときに安心して医療を受けることができるようにするために、納期限内の国保税の納付にご協力をお願いします。

国保税は世帯主が納めます

国保では一人ひとりが被保険者ですが、国保税は、一人ひとりではなく世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

世帯主自身が職場の健康保険などに加入している場合でも、ご家族が国保に加入していれば、納税通知書等は世帯主にお送りします。

この場合、世帯主分の国保税はかかりません。

【国保制度上の世帯主を変更できます】

世帯主自身が職場の健康保険などに加入している場合、住民票上の世帯主はそのままに、手続により国保加入者本人が国保制度上の世帯主となり、納税通知書等を受け取ることができます。

変更できる条件は、次のとおりです。

- ① 住民票上の世帯主の同意書があること。
- ② 現在、住民票上の世帯主に国保税の未納がないこと。
- ③ 新しく国保上の世帯主になろうとする国保加入者自身の収入などで国保税を支払い、各種の届出を行えること。

次の場合、手続がなくても再度もとの世帯主に納税などのお知らせが届きますのでご注意ください。

- ① 世帯主を変更した後に国保税の滞納があった。
- ② もとの世帯主が国保に加入した。

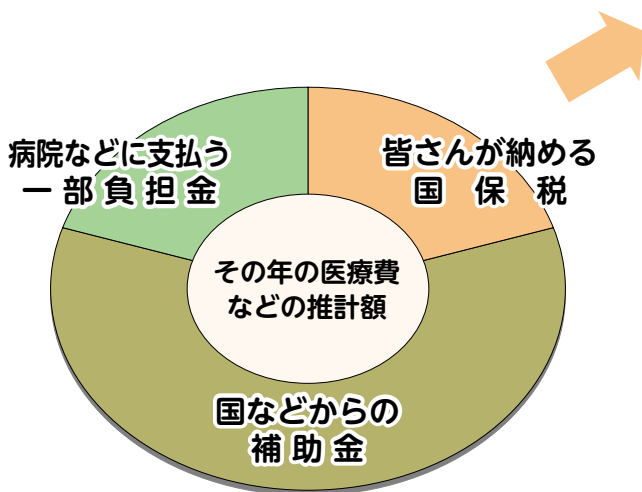
国保税の決め方

国保税は、加入者全員にかかる医療保険分と後期高齢者支援金分(※)、子ども・子育て支援金分、40歳～64歳の方(第2号被保険者)にかかる介護保険分の4つの合計で決まります。

国保税の総額は、その年度の医療費の総額を推計し、そこから皆さんが病院などにかかった時に支払う一部負担金と、国などからの補助金を差し引いて決まります。

1世帯当たりの国保税は、この総額を次の項目に割り振って決められます。

※ 後期高齢者支援金とは、後期高齢者にかかる医療費の一部を国保や健康保険に加入している一人ひとりが負担するものです。



【1世帯当たりの年間国保税の決め方】

医療保険分（課税限度額 67 万円）

所得割額	世帯の国保加入者の所得に応じて計算
均等割額	世帯の国保加入者の人数に応じて計算
平等割額	1世帯にいくらと計算

後期高齢者支援金分（課税限度額 26 万円）

所得割額	世帯の国保加入者の所得に応じて計算
均等割額	世帯の国保加入者の人数に応じて計算
平等割額	1世帯にいくらと計算

介護保険分（課税限度額 17 万円）

所得割額	世帯の国保加入者のうち 40 歳～64 歳の方の所得に応じて計算
均等割額	世帯の国保加入者のうち 40 歳～64 歳の方の人数に応じて計算

子ども・子育て支援金分（課税限度額 3 万円）

所得割額	世帯の国保加入者の所得に応じて計算
均等割額	世帯の国保加入者の人数に応じて計算
18歳以上均等割額	世帯の国保加入者のうち 18 歳以上の人数に応じて計算

その世帯の1年間の国保税額

国保税の納め方は年齢によって異なります

40歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金分を合算した国保税を納付書又は口座振替（普通徴収）で納めます。

医療
保険分

+

後 期
高齢者
支援金分

+

子ども・
子育て
支援金分

40歳以上
65歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金分に介護保険分を合算した国保税を納付書又は口座振替（普通徴収）で納めます。

医療保険分

+

後期高齢者
支援金分

+ 介 護
保険分 +

子ども・子育て
支援金分

65歳以上
75歳未満の方

介護保険料は、国保税とは別に個人ごとに納めます。

原則として年金から天引きとなります。

介 護
保険料

医療保険分と後期高齢者支援金分を合算した国保税を納めます。

医 療
保険分

+

後 期
高齢者
支援金分

+

子ども・子育て
支援金分

年度の途中に 40 歳になる方
(昭和 61 年 4 月 2 日～)
(昭和 62 年 4 月 1 日生まれ)

誕生日の前日に介護保険第 2 号被保険者となり、国保税の納め方が変わります。

詳しくは、10 ページ「40 歳になる場合」をお読みください。

年度の途中に 65 歳になる方
(昭和 36 年 4 月 2 日～)
(昭和 37 年 4 月 1 日生まれ)

誕生日の前日に介護保険第 1 号被保険者となり、国保税の納め方が変わります。

詳しくは、10 ページ「65 歳になる場合」をお読みください。

国保加入者が 65 歳以上のみの世帯

国保税は原則、世帯主の年金から天引き (特別徴収) になります。

詳しくは、11 ページ「年金天引き (特別徴収) について」をお読みください。

国保加入者に 65 歳未満の方がある世帯

国保税は納付書又は口座振替 (普通徴収) で納めます。

詳しくは、14 ページ「国保税の納付は口座振替が便利です」をお読みください。

世帯主が令和 9 年 9 月 30 日までに 75 歳の誕生日を迎える世帯
(昭和 27 年 9 月 30 日生まれ以前)

国保税は年金から天引きになりません。

詳しくは、表紙の「世帯主が令和 9 年 9 月 30 日までに 75 歳の誕生日を迎える世帯の方へ」をお読みください。

年度の途中に 75 歳になる方
(昭和 26 年 4 月 2 日～)
(昭和 27 年 4 月 1 日生まれ)

誕生日から後期高齢者医療制度へ加入となります。

詳しくは、10 ページ「75 歳になる場合」をお読みください。

国保税の計算方法

この4つを合計して、世帯主が納める
1年間の国保税額が決まります

《医療保険分》

国保加入者全員に
算定されます。

国保加入者の課税所得金額(※)	×	6.18%
国保加入者の人数(均等割額)	×	21,700円
1世帯当たり(平等割額)		16,500円
合 計		67万円が限度

《後期高齢者支援金分》

国保加入者全員に
算定されます。

国保加入者の課税所得金額(※)	×	2.85%
国保加入者の人数(均等割額)	×	9,500円
1世帯当たり(平等割額)		7,800円
合 計		26万円が限度

《介護保険分》

国保加入者の40歳～64歳の
方に算定されます。

第2号被保険者の課税所得金額(※)	×	1.93%
第2号被保険者の人数(均等割額)	×	13,000円
合 計		17万円が限度

《子ども・子育て支援金分》

国保加入者全員に
算定されます。

国保加入者の課税所得金額(※)	×	0.24%
国保加入者の人数(均等割額)☆	×	1,600円
18歳以上の国保加入者の人数(18歳以上均等割額)☆	×	100円
合 計		3万円が限度

☆ 18歳未満(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前)の国保加入者の方は、子ども・子育て支援金分の均等割額と18歳以上均等割額はかかりません。

令和7年度・令和8年度 国保税率

区 分	算 定 方 法	令和7年度	令和8年度
医 療 保 険 分	所 得 割 額	6.42%	6.18%
	均 等 割 額(1人 当 たり)	22,500円	21,700円
	平 等 割 額(1世 帯 当 たり)	18,300円	16,500円
	課 税 限 度 額	66万円	67万円
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	所 得 割 額	2.85%	2.85%
	均 等 割 額(1人 当 たり)	9,500円	9,500円
	平 等 割 額(1世 帯 当 たり)	7,800円	7,800円
	課 税 限 度 額	26万円	26万円
介 護 保 険 分	所 得 割 額	1.93%	1.93%
	均 等 割 額(1人 当 たり)	13,000円	13,000円
	課 税 限 度 額	17万円	17万円
子 ども・子 育 て 支 援 金 分	所 得 割 額	—	0.24%
	均 等 割 額(1人 当 たり)	—	1,600円
	18歳以上均等割額(1人当たり)	—	100円
	課 税 限 度 額	—	3万円

※課税所得金額とは

市民税の所得金額(前年中の所得)	+	雑損失の繰越控除額	=	国保税の所得金額
国保税の所得金額	-	基礎控除額	=	課税所得金額

■基礎控除額は
右表のとおりです。

国保加入者本人の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

(注) 国保税の控除額は基礎控除のみです。配偶者控除や扶養控除などは差し引かれません。

国保税の軽減制度

【所得が少ない世帯の軽減について】

世帯主と国保加入者の所得（軽減判定所得※）を合算した額が次の区分①～③の基準額以下の場合、均等割額平等割額及び18歳以上均等割額が自動的に軽減されます。手続の必要はありません。

区分	軽減額 基準額	医 療 保険分	後期高齢者 支 援 金 分	介 護 保険分	子ども・子育て 支 援 金 分
① 7 割 軽 減	43万円 +10万円× (給与所得者等※ ¹ の 人数-1)	均等割額 15,190円 平等割額 11,550円	均等割額 6,650円 平等割額 5,460円	均等割額 9,100円	均等割額 1,120円 18歳以上 均等割額 70円
② 5 割 軽 減	43万円+ (国保加入者の人数× 310,000円)+10万 円×(給与所得者等※ ¹ の人数-1)	均等割額 10,850円 平等割額 8,250円	均等割額 4,750円 平等割額 3,900円	均等割額 6,500円	均等割額 800円 18歳以上 均等割額 50円
③ 2 割 軽 減	43万円+(国保加入者 の人数×570,000円) +10万円×(給与所得 者等※ ¹ の人数-1)	均等割額 4,340円 平等割額 3,300円	均等割額 1,900円 平等割額 1,560円	均等割額 2,600円	均等割額 320円 18歳以上 均等割額 20円

波線部の計算は、給与所得者等※¹の人数が2人以上の場合に計算します。

※1 給与所得者等とは、給与の収入額が55万円を超える方、または公的年金の収入額が65歳以上で125万円(65歳未満で60万円)を超える方をいいます。給与と年金の両方に該当する場合は1人と数えます。

※軽減判定所得の計算方法

市 民 税 の 所 得 金 額 (前年中の所得)	+	専従者 控除額	+	土地建物等の 譲 渡 所 得 の 特 別 控 除 額	=	国保税の 軽減判定所得
--------------------------------	---	------------	---	----------------------------------	---	----------------

昭和36年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)は、年金所得から15万円を差し引いて判定します。

注意

**国保税の軽減を受けるには、所得の申告
が必要です**

国保税は、前年中の所得や国保加入者数などで決まります。前年中に所得がなかった方は、所得がなかったことの申告(市・県民税申告)をすることにより、保険税の軽減が受けられる場合があります。また、入院などで医療費が高額になった場合に正しい負担区分の判定をするためにも、所得の申告が必要です。未申告の方は早めの申告をお願いします。

【未就学児の均等割額の軽減について】

未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの方)の均等割額の2分の1が減額されます。所得による軽減が適用される世帯は、軽減後の均等割額の2分の1が減額されます。

所得による 軽減区分	軽減額		
	医療保険分	後期高齢者 支援金分	子ども・子育て 支援金分
7割軽減	3,255円	1,425円	240円
5割軽減	5,425円	2,375円	400円
2割軽減	8,680円	3,800円	640円
軽減なし	10,850円	4,750円	800円

手続の必要はありません。

【産前産後期間の軽減について】

出産予定または出産した方の軽減期間分(※)の所得割額均等割額及び18歳以上均等割額が減額されます。次の全ての条件を満たす方は、届出をしてください。(出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。)

- ① 令和5年11月1日以降の出産
- ② 妊娠85日以上の出産(死産、流産、早産を含む)

※軽減期間

- ・単胎妊娠の場合…出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月
- ・多胎妊娠の場合…出産予定月(又は出産月)の3か月前から出産予定月(又は出産月)の翌々月



…対象期間

- (注) 軽減期間(上図の色のついた部分) 相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。
- (注) 賦課限度額に達している世帯については、軽減を適用しても減額されない場合があります。

届出に必要なもの

- ・国保の資格が確認できるもの(マイナ保険証など)
- ・世帯主と出産予定または出産した方の個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)
- ・母子健康手帳または出生証明書
- ・届出者の本人確認書類

【後期高齢者医療制度移行に伴う軽減】

後期高齢者医療制度創設に伴い、自動的に次の軽減などが行われます。

区分	内 容	措 置 間
①	所得が少ない世帯の軽減を判定する際に、国保から後期高齢者医療制度へ移行した方の所得や人数を含めて算定します。	期限なし
②	後期高齢者医療制度へ加入することにより世帯の国保加入者が1人になるときは、平等割が5年間半額となり、その後3年間1/4軽減されます。	8年間
③	②の場合で、所得が少ない世帯は、半額又は1/4軽減された平等割額からさらに軽減されます。	8年間
④	職場の健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に加入することにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入するときは、申請により所得割額は免除され、均等割額と18歳以上均等割額も半額に減免されます(国保組合などを除く。)	所得割は 当分の間 均等割は 2年間
⑤	④の場合で、国保加入者が被扶養者のみの場合は、平等割額も半額になります。	2年間

注意

①～③の軽減は、後期高齢者医療制度に加入した時点から世帯主が継続している場合に軽減されます。

世帯主の変更があると軽減の対象になりませんので、ご注意ください。

【非自発的失業者の軽減】

リストラなどで職を失った非自発的失業者の国保税については、離職日の翌日から翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100に減額して算定します。次の全ての条件を満たす方は、届出をしてください。

- ① 65歳未満の方
- ② 雇用保険の失業給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが次に該当する方

離職理由	離職理由コード
倒産、解雇など事業主の都合によるもの (雇用保険の特定受給資格者)	11、12、21、 22、31、32
雇用期間満了などによるもの (雇用保険の特定理由離職者)	23、33、34

届出に必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

国保税はいつから納めるの

【国保に加入した月から計算されます】

国保税は、国保の被保険者として加入した月から計算されます。加入の届出をした月からではありませんのでご注意ください。

- ① 前の職場の健康保険の資格を喪失した月
- ② 転入された月
- ③ 介護保険分は 40 歳になった月

【年度の途中で資格の異動があった場合の国保税】

国保税は、年度ごと(4月～3月)に算定され、次のように月割で計算し直してお知らせします。

加入した場合	加入した月からの分を月割で計算し、加入 手続の翌月に通知されます。
脱退した場合	脱退した月の前月までの分を月割で計算し、 脱退手続の翌月に通知されます。
40歳になる場合	国保税の中の介護保険分は、40歳の誕生月（1 日が誕生日の場合は前月）分から計算し、翌月に 介護保険分を加えた国保税額が通知されます。
65歳になる場合	65歳以上の方の介護保険料は、65歳の誕 生月（1日が誕生日の場合は前月）分から国 保税とは別の納付書で納めます。 国保税の中の介護保険分は、65歳の誕生 月の前月（1日が誕生日の場合は前々月）分 までを月割で計算し、3月までの納期に分け て均等に納めます。 誕生月になっても国保税 の変更はありません。 ※ 65歳となる月から3月までは、介護保 険料と国保税の中の介護保険分の納付の時期 が重複しますが、ご了承ください。
75歳になる場合	当初から75歳の誕生月の前月分までを月 割で計算しますので、 誕生月になっても国保 税の変更はありません。 この月割計算した国保税は加入者数に応じ て次のように納めます。 ① 1人世帯の場合 誕生月の前月までの納期に分けて納めます。 ② 2人以上の世帯で75歳になる方のほかに 国保加入者がいる場合 月割計算した国保税を3月までの納期に分け て納めます。

【転入した世帯の国保税】

国保税は、前年（1～3月は前々年）の所得を転入前の市町村に確認し、その回答によって計算されます。そのため、一旦均等割額と平等割額のみでお知らせし、所得が確認された時点で所得割額を計算して、再度お知らせすることがあります。

年金天引き（特別徴収）について

65歳以上の国保世帯の国保税は、次の場合、原則、世帯主の年金から天引きになります。

- ① 世帯主が国保加入者
- ② 国保加入者全員が65歳以上
- ③ 三条市の介護保険料が年金から天引きされている。
- ④ 天引きとなる世帯主の年金が年額18万円以上
- ⑤ 1回当たりの国保税と介護保険料の年金天引き額の合計が1回当たりの年金額の2分の1以下
- ⑥ 世帯主の75歳の誕生日が令和9年10月1日以降である。（パンフレットの表紙をご覧ください。）

ただし、令和8年4月2日以降に65歳になった場合や三条市に転入した場合、その年度は、年金天引きにならないことがあります。

【届出により年金天引きから口座振替に変更できます】

65歳以上の世帯の国保税は、届出により年金天引きから口座振替に変更することができます。

※ すでに口座振替の申込みをしている方でも、上記の条件を満たす場合、届出をしないと年金天引きになりますので、ご注意ください。

届出に必要なもの

- ・ 国保の資格が確認できるもの（マイナ保険証など）
- ・ 預金通帳など引き落とす口座が分かるもの
- ・ 預金通帳の届出印

注意

世帯主以外の口座に変更した場合、確定申告や年末調整などの社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。

納税通知書のお届けと納付の時期

国保税の納付額は、7月中旬(年金天引きの方は、4月中旬と7月中旬)にお知らせします。

【納付書又は口座振替による納付時期と計算方法】

月	期別	区分	納付額の計算方法
4月			納付はありません。
5月			
6月			
7月	第1期	本 算 定	確定した前年の所得により今年度の年間国保税額を計算します。 $\text{令和8年度の年間国保税} \div 9 = \text{7～3月の税額}$
8月	第2期		
9月	第3期		
10月	第4期		
11月	第5期		
12月	第6期		
1月	第7期		
2月	第8期		
3月	第9期		

【年金天引きによる納付時期と計算方法】

月	区分	納付額の計算方法
4月	仮 徴 収	前年の所得が確定していないため、暫定的に前年度の国保税額をもとに計算します。
6月		$\text{前年度2月の税額} \times 3 \text{回} = \text{4～8月の仮徴収額}$
8月		※ 前年度の年間保険税額により、6月と8月の保険税額を調整することがあります。
10月	本 徴 収	確定した前年の所得により今年度の年間国保税額を計算します。
12月		$\text{令和8年度の年間国保税} - \text{4～8月の仮徴収額} = \text{10～2月の税額}$
2月		

国保税は納期限までに納めましょう

国保税の納め忘れがあると、未納期間に応じて次の措置を取ります。なお、この措置により加入資格や納付義務がなくなるものではありません。

① 納期限までに納めないと

督促状が送付され、督促手数料がかかります。また、納期限から遅れた日数に応じて別に延滞金がかかる場合もあります。

② 未納が続くと

災害などの特別な事情がある場合を除き、医療機関への支払が一旦全額自己負担となる「特別療養費の支給措置」を行う場合があります（高校生以下は除く）。

全額自己負担で支払った医療費は、申請を行うことにより、保険給付分（7割又は8割分）の払戻しを受けることができます。

国保税の納付や医療費の支払いが困難な場合

次のような特別な事情により国保税の納付や医療費の支払いが困難な場合は、減免されることがありますので、ご相談ください。

- ① 災害により家屋などに著しい損害を受けた。
- ② 病気などにより失業し、世帯の所得金額が著しく減少した。
- ③ 災害により世帯主が障がい者になった。 など

国保の加入や脱退の届出はお早めに

加入や脱退をする場合は14日以内に届出をしてください。届出が遅れると次のような場合があります。

加入する場合	国保に加入した月まで遡って国保税を納めます。
脱退する場合	国保税と職場の健康保険料を二重に支払うことがあります。

国保税の納付は口座振替が便利です

口座振替にはメリットが！

- ① 1 回の手続ですずっと継続
- ② 納付書無くす心配がありません
- ③ 納付場所へ出向かなくても大丈夫
- ④ 納期限を過ぎてしまい納め忘れの心配もありません
- ⑤ 督促手数料や延滞金発生リスクを防げます
- ⑥ 残高不足で引き落としできなくても納付書付きのお知らせが届きます

【口座振替の手続は簡単『4ステップ』】

ステップ1



申込書記入

同封の口座依頼書(はがき)に必要事項を記入

ステップ2



お届け印押印

口座依頼書(はがき)にお届け印を押印

ステップ3



保護シール貼付

記入・押印した面に同封の保護シールを貼る

ステップ4



投函

ポストに投函

※指定金融機関等の窓口での届出もできます。
「通帳」「通帳の印鑑」「納税通知書」を持参してください。

【口座振替ができる指定金融機関】

第四北越銀行
三条信用金庫
新潟県信用組合
ゆうちょ銀行

大光銀行
はばたき信用組合
新潟県労働金庫
えちご中越農業協同組合

令和8年度の納期限(口座振替日)

納期限は次のとおりです。

月	期別	納期限	月	期別	納期限
7月	1期	7月31日(金)	12月	6期	12月28日(月)
8月	2期	8月31日(月)	1月	7期	2月1日(月)
9月	3期	9月30日(水)	2月	8期	3月1日(月)
10月	4期	11月2日(月)	3月	9期	3月31日(水)
11月	5期	11月30日(月)			

【口座振替の開始日にご注意ください】

口座振替の開始時期は、口座依頼書を提出された月の翌月の納期分（月末が土日、祝日等で納期限が翌月初めの平日になるものは除きます）からとなります。

はがきで手続きされた場合は、手続き完了の際に「口座振替登録完了のお知らせ（水色はがき）」をお送りします。**振替開始までの納期分は納付書を使い金融機関等で納付してください。**

【口座振替ができなかった場合】

残高不足などで振替ができなかった場合、再振替は行いません。「口座不能通知（赤色はがき）」をお送りしますので、これより記載の支払期限までに指定金融機関等、三条市役所、コンビニエンスストアまたはスマートフォン決済等で納付してください。

コンビニエンスストアやスマートフォン決済でも国保税の納付ができます

バーコードの印字がある納付書で納付できます。ただし、納期限が過ぎた場合は、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォン決済ができなくなりますのでご注意ください。また、コンビニエンスストア等の店頭では、原則としてスマホアプリを利用したお支払いはできませんのでご注意ください。

【世帯主を変更した場合は再度届出が必要です】

世帯主を変更した場合、国保税を口座振替で納付されていた方で、引き続き同じ口座からの振替を希望される場合でも、再度届出が必要です。

納めた国保税は社会保険料控除の対象となります

1月1日から12月31日までに納めた国保税は、確定申告や年末調整などの際に社会保険料控除の対象となります。1月下旬頃、世帯主宛てに納付済額通知書を送付します。

介護保険制度について

介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護を社会全体で支え、総合的なサービスが利用者自身の希望により受けられる制度です。

【介護保険の加入について】

40歳になった場合 (40歳の誕生日の前日)	第2号被保険者としての資格を取得します。 ↳ 国保税に介護保険分が加算されます。(P4)
65歳になった場合 (65歳の誕生日の前日)	第1号被保険者としての資格を取得します。 ↳ 国保税の介護保険分がなくなり、別途、介護保険料が発生します。(P4)

※ 40歳や65歳になった場合の手続きは必要ありません。自動的に加入します。

後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、将来にわたり国民皆保険を守り、高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるように、若い世代を含め社会全体で支えあう制度です。

【後期高齢者医療制度の対象者と加入について】

75歳以上の方	75歳の誕生日から加入します。 (手続きは必要ありません。自動的に加入します。)
65～74歳の方で 一定の障がいのある方	申請により、後期高齢者医療制度による認定日から加入することができます。

※ 後期高齢者医療制度の保険料は、世帯ごとではなく、個人ごとに納めます。

※ 国保税を口座振替で納付されていた方で、引き続き同じ口座からの振替を希望される場合でも、再度届出が必要です。



MEMO

[illegible]

届出・申請窓口

- ・三条市役所 市民総合窓口
- ・栄サービスセンター
- ・下田サービスセンター

受付時間

月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時30分

窓口の手続きは

予約をしてから お越しください

※栄・下田各サービスセンター
での手続きは予約不要です。

予約専用電話：050-1809-8302

オンライン予約



お問合せ・相談

三条市役所 健康づくり課 国保係
電話 0256-34-5442（直通）

くらしを守る国民健康保険

◆資格・保険給付編◆ / ◆国民健康保険税編◆

パンフレットは三条市の
ホームページからでも
ご覧いただけます。→

